

岩手県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

岩手県漁業調整規則の一部を改正する規則

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(申請又は届出)</p> <p>第3条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地在沿岸広域振興局及び県北広域振興局（以下「広域振興局」という。）の所管区域内にある者にあつては当該広域振興局長を経由して、その住所地在広域振興局の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。この場合において、住所地在県外にある者は、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その住所地の所在する都道府県の知事の副申書を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>さんま棒受網漁業</u>（<u>第7条第2号オ</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(2) <u>すくい網漁業</u>（<u>第7条第2号キ</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(3) <u>いか釣漁業</u>（<u>第7条第2号ク</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(4) <u>いるか突棒漁業</u>（<u>第7条第2号サ</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(漁業の許可)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第2号アから<u>サ</u>までに規定する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに<u>第2号ウ及びシ</u>に規定する漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる漁業の方法による漁業</p> <p>ア [略]</p>	<p>(申請又は届出)</p> <p>第3条 漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地在沿岸広域振興局及び県北広域振興局（以下「広域振興局」という。）の所管区域内にある者にあつては当該広域振興局長を経由して、その住所地在広域振興局の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。この場合において、住所地在県外にある者は、次に掲げる漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとするときは、その住所地の所在する都道府県の知事の副申書を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>かじき等流し網漁業</u>（<u>第7条第2号イ</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(2) <u>さんま棒受網漁業</u>（<u>第7条第2号カ</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(3) <u>すくい網漁業</u>（<u>第7条第2号ク</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(4) <u>いか釣漁業</u>（<u>第7条第2号ケ</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(5) <u>いるか突棒漁業</u>（<u>第7条第2号シ</u>に規定する漁業をいう。）</p> <p>(漁業の許可)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第2号アから<u>シ</u>までに規定する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第1号並びに<u>第2号エ及びス</u>に規定する漁業にあつては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次に掲げる漁業の方法による漁業</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>かじき等流し網</u>（かじき、かつお、まぐろ又はさめを</p>

とることを目的とするものに限る。当該漁業の方法による漁業を「かじき等流し網漁業」という。以下同じ。）

イ [略]
ウ [略]
エ [略]
オ [略]
カ [略]
キ [略]
ク [略]
ケ [略]
コ [略]
サ [略]
シ [略]
ス [略]
セ [略]

(許可の申請)

第8条 漁業法第66条第1項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、同法第66条第1項に規定する漁業及び前条第2号アからサまでに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

2～6 [略]

様式第6号（第13条関係）

漁業	様式
[略]	
小型まき網漁業	[略]
流し網漁業	[略]
[略]	

[略]

ウ [略]
エ [略]
オ [略]
カ [略]
キ [略]
ク [略]
ケ [略]
コ [略]
サ [略]
シ [略]
ス [略]
セ [略]
ソ [略]

(許可の申請)

第8条 漁業法第66条第1項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、同法第66条第1項に規定する漁業及び前条第2号アからシまでに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

2～6 [略]

様式第6号（第13条関係）

漁業	様式
[略]	
小型まき網漁業	[略]
かじき等流し網漁業	<u>イワか流123</u>
流し網漁業	[略]
[略]	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。